

コロナ禍での文化活動を支援します

杉並区文化芸術活動助成金対象事業を募集します



新型コロナウイルスの影響が長期化する中、文化芸術関係者が活動を継続し、区民が安心して芸術を鑑賞できる事業を募集します。

— 問い合わせは、文化・交流課芸術鑑賞助成金担当 ☎5307-0734へ。

- **助成金額** 1事業当たり上限40万円（助成対象経費の3分の2）
- **予定件数** 25件程度
- **対象者** 平成31年4月1日～令和4年3月31日に、区内で主体的に広く一般公衆への鑑賞を目的とした事業を、2回以上実施した実績を有する個人または団体
 - **個人の要件**
申請時点で区内に住居登録があること
 - **団体の要件**
次の全てを満たしていること
 - ① 団体の意思を決定し、執行する組織が確立している
 - ② 自ら経理し、監査する等の会計組織を有する
 - ③ 団体の本部事務所や本店が杉並区内に存在する
 - ④ ①～③が明記されている定款またはこれに準ずる規約、会則等を有する
- **事業実施対象期間** 5年3月31日まで
- **申請方法** 募集要項（区ホームページから取り出せます）を確認の上、申請書を5月31日までに文化・交流課芸術鑑賞助成金担当へ郵送・持参
- **注意事項** 申請書類は返却しません

地震時の火災からあなたを守る！

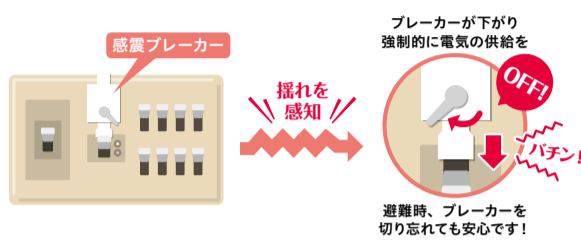
感震ブレーカーの設置を支援します

地震時の電気火災、通電火災を予防するため、簡易型感震ブレーカーの設置助成を行います。

— 問い合わせは、防災課へ。

感震ブレーカーとは

震度5強以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として、電気を止める器具です。



対象者

- 一般対象者（設置費用2000円自己負担）＝区内に居住または区内に家屋を保有している方（特例対象者を除く）
- 特例対象者（設置費用も区が負担）＝区内在住の方で、次の①～④のいずれかに該当する方
 - ① 65歳以上のみの世帯
 - ② 「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方がいる世帯
 - ③ 「難病患者福祉手当」を受けている方がいる世帯
 - ④ 地域のたすけあいネットワーク「地域の手」登録者がいる世帯

申請方法

申請書（防災課〈区役所西棟6階〉、区民事務所、図書館、地域区民センターで配布。区ホームページ〈右2次元コード〉からも取り出せます）を、5年2月28日（消印有効）までに防災課へ郵送・持参

注意事項

申請は一世帯につき1回のみ（器具のみのお渡しは不可）
※年間予算額に達した時点で受け付け終了



地域の課題の解決につながる

協働提案事業を募集します

協働提案制度は、区と地域活動団体（NPO法人、地域団体、事業者など）が、お互いの立場を尊重し、役割を分担しながら、地域の課題解決に取り組む制度です。

協働の担い手となる地域活動団体と区が話し合いや意見交換の場を持ち、課題の認識や目的・解決の方向性を共有して、提案された協働事業に取り組めます。各団体の得意分野を生かした事業提案を募集します。

— 問い合わせは、地域課協働推進係 ☎3312-2381へ。

提案できる内容

- ・ 地域の課題の解決につながるもの
- ・ 区と地域活動団体が協働することで相乗効果が期待できるもの
- ・ 地域活動団体が主体となって実施することが可能であるもの
- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受けるものではないもの
- ・ 区への一方的な要望ではなく、区と地域活動団体との協議の結果、明確に協働の役割分担ができるもの
- ・ 宗教活動または政治活動を目的としていないもの

対象

NPO法人、ボランティア団体、地域団体、事業者などの団体。詳細な要件は、お問い合わせください。

提案の受け付け

5月31日までに、すぎなみ協働プラザ（阿佐谷南3-2-19 ☎5335-9540 ☒info@nposupport.jp）

事前相談

電話・Eメール（16面記入例）に事前相談を希望する日時も書いて、すぎなみ協働プラザ

その他

詳細は「杉並区協働提案募集案内 令和4年度」（区役所西棟1階まちの情報コーナー、区役所分庁舎、地域区民センター、すぎなみ協働プラザほかで配布。区ホームページからも取り出せます）をご確認ください。

4年度協働提案 募集説明会

☎ 4月15日(金)午後6時30分～7時30分 場 区役所分庁舎（成田東4-36-13）
☒ 協働提案制度の概要、募集・実施スケジュールほか 申 電話・Eメール（16面記入例）で、すぎなみ協働プラザ ☒sanka@nposupport.jp 他不参加でも協働提案の応募可

区内事業者を応援します

研究機関活用支援事業補助金

区内の中小事業者が行う新製品や新技術の研究・開発を促進するため、研究機関や大学等と共同研究等を行う際に要する経費の一部を補助します。詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。

☒ **補助対象経費**＝事業者が研究機関等に支払う経費 ▶ **補助額**＝上限額10万円（補助率2分の1）



創業スタートアップ助成

区内で創業を目指す方が円滑に事業活動を行えるよう、新たな助成制度を創設します。助成に当たっては、地域の商店会への加盟が必要です（商店会の区域内に事業所がある場合）。詳細は区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。

☒ **助成の種類**＝①事業所家賃助成②ホームページ等作成費用助成 ▶ **助成率**＝3分の2 ▶ **助成限度額**＝①30万円（月額上限5万円）②20万円



…………… いずれも ……………

☎ 産業界振興センター就労・経営支援係 ☎5347-9077

杉並区国民健康保険に加入している方へ



4年度国民健康保険料の料率が決まりました

国民健康保険の保険料は前年所得が確定する6月中旬に決定し、各世帯に保険料額通知書を送付します。4年度の保険料を、6月～5年3月の10回でお支払いいただくよう計算して通知します。

	医療分 (全ての加入者)	後期高齢者支援金分 (全ての加入者)	介護分 (40～64歳の加入者)
均等割 (加入者1人当たり)	年額4万2100円	年額1万3200円	年額1万6600円
所得割	賦課標準額(※) ×7.16%	賦課標準額(※) ×2.28%	賦課標準額(※) ×2.20%
最高限度額	65万円	20万円	17万円

※賦課標準額 = 前年の総所得金額等 - 住民税の基礎控除額 (43万円)。

年間保険料 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分

※4年度の保険料から、未就学児に係る均等割は半額になります。なお、未就学児とは5年3月末時点で6歳以下の方です。

■他の保険が適用となった方へ

勤務先の保険に加入するなど他の保険が適用となった方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。新しい保険に加入していることが分かる保険証等と国民健康保険証を持参の上、国保年金課国保資格係(区役所東棟2階)または区民事務所で手続きをしてください。来庁できない場合は郵送でも手続きができます。人数分の新しい保険証の写しと国民健康保険証を同係へ郵送してください。

■所得に関する申告はお済みですか？

前年の所得に関する申告がない場合、保険料が確定できないだけでなく、減額の判定もできません。確定申告または住民税の申告が済んでいない方は早めに申告をお願いします。

☎国保年金課国保資格係 ☎5307-0641

保険料の納付をお忘れなく

■口座振替をご利用ください

保険料の納付には、納め忘れのない口座振替をご利用ください。国保年金課国保収納係(区役所東棟2階)、区民事務所で手続きできます(郵送でも手続き可)。

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、西武信用金庫、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの方で、手続きの際に、本人がキャッシュカードを持参すれば、簡単に手続きができます(一部非対応のカードあり)。

■納付書での納付

銀行などの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)、コンビニエンスストア、国保年金課国保収納係、区民事務所で納付できます。ただし、30万円を超える納付書はコンビニエンスストアでは使用できません。

スマートフォン等やPay-easyを利用した納付もできます。詳細は、区ホームページをご覧ください。

■ご相談ください

倒産や失業など、やむを得ない事情で保険料を納めることが困難な方は、国保年金課国保収納係にご相談ください。

☎国保年金課国保収納係 ☎5307-0374

糖尿病性腎症等重症化予防プログラムに参加してみませんか

糖尿病性腎症等のリスクがある方に、疾病管理の教育を受けた保健師・看護師が面談・電話で保健指導を行う6カ月の継続支援プログラムです。かかりつけ医と連携して、生活習慣のアドバイスや糖尿病に関する情報提供を行い、健康と生活の質の向上を目指します。

☑杉並区国民健康保険の加入者で、高血糖・腎機能低下がみられる方、またはかかりつけ医からの推薦がある方 ☑申込書(4月下旬に対象者へ送付)を委託事業者へ郵送 ☑委託事業者=データホライズン(旧DPPヘルスパートナーズ) ☑国保年金課医療費適正化担当

特定不妊治療費助成等のご案内

区では、特定不妊治療および男性不妊治療(精巣内精子生検採取法等)の医療費の一部を助成しています。

杉並区特定不妊治療費助成

●助成内容

- ①特定不妊治療の医療費から、東京都特定不妊治療費助成事業での助成額を差し引いた実費額のうち、治療1回につき治療ステージごとの上限額(A・B・D・E=5万円。C・F=2万5000円)を助成。
- ②男性不妊治療に係る医療費から、東京都の助成額を差し引いた実費額のうち、上限額(5万円)を上記①に合算して助成。
※都の不妊検査等助成、不育症検査助成に係る医療費助成は、杉並区特定不妊治療費助成には含まれません。

●助成回数

東京都に準じます(詳細は、東京都福祉保健局ホームページ参照)。

●対象者(本人または配偶者が、次の要件全てに該当する方)

- (1)東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を1年以内に受けている。
※東京都の助成を受けていない方は、まず東京都へ申請をしてください。
- (2)区の助成の申請時に、夫婦(事実婚を含む)またはその一方が区に住民登録がある。
※3年4月の申請分から、(1)の承認決定を受けた事実婚の夫婦も対象。
- (3)他の区市町村から、同一の特定不妊治療に対し同種の助成を受けていない。



●申請方法

必要書類(詳細は、区ホームページ(右下2次元コード)参照)を、東京都の「特定不妊治療費助成承認決定通知書」の発行日から1年以内に保健センターへ持参(来所できない場合はご相談ください)。

☎杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355



変わります

4月から特定不妊治療費医療費助成の保険適用が開始されます。保険適用に伴い経過措置が設けられます。

経過措置の適用対象となる治療

年度をまたぐ1回の治療(治療の開始が3月31日以前であり、1回の治療の終了が4月1日～5年3月31日の治療)

※3月31日までに終了している治療は、現行制度が適用されます。
※「1回の治療」が終了した日とは、妊娠の確認日(妊娠の有無は問いません)または医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日です。

経過措置における助成回数

夫婦(事実婚を含む)1組につき1回まで(現行の制度で助成上限回数(3回または6回)まで助成を受けている場合は、経過措置の対象外)。申請回数が複数回残っている方でも1回のみとなります。経過措置の詳細、今後の保険適用への対応については、国と東京都で決まり次第、順次区ホームページでお知らせします。

東京都不妊検査等助成

●助成内容

保険医療機関で行った不妊検査および一般不妊治療に要した費用(保険薬局における調剤を含む)について、5万円を上限に助成(助成回数は夫婦1組につき1回)。

●不育症検査助成

●助成内容

平成31年4月1日以降に保険医療機関にて行った不育症検査に要した費用について、5万円を上限に助成(助成回数は夫婦1組につき1回)。

詳細は、東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。

☎東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課母子医療助成担当 ☎5320-4375



区民意見を募集します

【ご意見をお寄せください】

◇閲覧場所

閲覧場所のほか、下記の場所および区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）」）でご覧になれます（閲覧場所の休業日を除く）。

- 区政資料室（区役所西棟2階）
- 区民事務所
- 図書館

◇意見提出方法

はがき・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、意見提出先。ご意見には、住所・氏名（在勤・在学の方は、勤務先・学校名と所在地、事業者の方は事業所名と所在地、代表者の氏名）を記入（区ホームページにもご意見を書き込めます）。

※いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、後日公表する予定です。

杉並区教育ビジョン2022推進計画(案)

◇計画の考え方

3年11月に、教育委員会では、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を、区と区民一人一人が大切にしたい教育とする「杉並区教育ビジョン2022」を策定しました。

「杉並区教育ビジョン2022推進計画」は、「杉並区教育ビジョン2022」に掲げた『「人生100年時代」を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援する』、「学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整える」、「教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がるよう支援する」という教育行政の取り組みの方向性を具体化した行動計画です。

◇計画(案)の概要(計画期間=4~6年度)

教育行政の取り組みの方向性を十分に考慮し、4つの基本方針と39の計画事

業で構成します。

基本方針1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります

基本方針2 一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します

基本方針3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります

基本方針4 区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます

◆閲覧・意見募集期間 4月30日まで

◆閲覧場所 庶務課（区役所東棟6階）

◆意見提出・問い合わせ先 同課 ☎5307-0692 ✉kyoiku-iinshomu@city.suginami.lg.jp

杉並区子ども読書活動推進計画の改定(案)

◇計画(案)の概要(計画期間=4~6年度)

「杉並区子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定した計画です。おおむね18歳までの子どもを対象とし、読書活動を活発に進めるための施策の方向性や取り組みを示したものです。

◇改定の趣旨

計画の改定に当たっては、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」等に基づく取り組みを計画化するとともに、新型

コロナウイルス感染防止等の課題にも対応したものとします。

◆閲覧・意見募集期間 4月30日まで

◆閲覧場所 庶務課、中央図書館

◆意見提出・問い合わせ先 中央図書館（〒167-0051荻窪3-40-23 ☎3391-5754 ☎3391-7808 ✉chuo-l@city.suginami.lg.jp）

「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の改正(案)

◇概要

区では、独自に個人番号を利用する事務（以下「独自利用事務」）の追加等を行うため、「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「条例」）の改正を予定しています。

◇条例の制定経緯

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」）では、地方公共団体が個人番号の利用について国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することを求めています。また、社会保障・税・災害対策分野において、法で定める事務に加え、条例で独自利用事務を定めることができるとされています。区では平成27年12月に条例を制定し、その後の条例の改正により、現在、17の独自利用事務

を定めています。

◇条例の改正

区では、一層の区民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、独自利用事務を追加するとともに、庁内の複数事務の間における情報連携について対象となる事務の追加および特定個人情報を追加することとするため、条例を改正します。

◆閲覧・意見募集期間 5月2日まで

◆意見提出・問い合わせ先 情報管理課 ☎3312-9912 ✉JOSEI-K@city.suginami.lg.jp

次世代育成基金活用事業

広島平和学習中学生派遣事業 参加者募集

区が取り組む平和事業の一つとして、広島市へ中学生を派遣する事業を行います。次世代を担う中学生が、広島を訪れ被爆の実態に触れるとともに、現地の中学生等との交流を通し「平和」の大切さを学ぶ機会に、ぜひご参加ください。

— 問い合わせは、区民生活部管理課庶務係へ。

学習会等

本事業に参加する生徒は、全日程に出席してください。

■**事前学習会**=7月6日(水)午後5時~7時(区役所)、27日(水)午前9時~午後3時(区役所・第五福竜丸展示館) ▶**事後学習会**=8月22日(月)午前9時~正午(区役所) ▶**成果報告会**=9月4日(日)午後2時~4時(勤労福祉会館)

■8月5日(金)~7日(日)(2泊3日) ■現地の中高生との交流、被爆体験講話、平和記念式典参列、灯籠流し、平和記念資料館の施設見学ほか ■区内在住の中学2・3年生(次世代育成基金活用事業〈中学生海外留学・中学生小笠原自然体験交流〉に参加経験がある生徒を除く) ■30名(書類選考) ■**区立中学校の生徒**=応募用紙(各学校で配布)を、各学校の締め切り日までに担任の先生へ提出 ▶**区立中学校以外の生徒**=応募用紙(区ホームページから取り出せます)を、4月22日までに区民生活部管理課庶務係へ郵送・持参 ■アレルギーやぜんそく等の個別対応不可。氏名・学校名や活動中の写真等を区ホームページ、報告書等に掲載することがあります。詳細は、区ホームページ参照



写真提供：広島県



世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

4月6日～15日は 春の全国交通安全運動です

— 問い合わせは、杉並土木事務所交通安全係 ☎3315-4178へ。

子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保

歩行者の事故は、横断禁止場所や車両等の直前直後の横断で多く発生しています。左右の安全を十分確認し、横断歩道を渡りましょう。また、早朝、夕方、夜間の外出の際には、明るい色の服や反射材用品を身につけましょう。

- 新入学児童の保護者は、お子さんと一緒に通学路の点検をしてください。子どもの目線で危険な場所がないかを考え、安全確認の方法を教えましょう。
- 高齢者は、ご自身の身体機能の変化を認識し、無理な横断等はやめましょう。

自動車の安全運転意識向上

横断歩道を渡ろうとしている歩行者に道を譲る等、「思いやり・ゆずり合い」の運転を心掛けましょう。

- 飲酒運転、スマートフォンを見ながらの運転、いわゆる「あおり運転」は絶対にやめましょう。
- 全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートは正しく設置しましょう。
- 高齢者ドライバーで運転に不安がある方は、免許の自主返納について家族で話し合いましょう。



自転車の交通ルール順守の徹底と安全確保

自転車安全利用五則を守りましょう

①自転車は、車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通行③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行④安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号順守と一時停止・安全確認）⑤子どもはヘルメットを着用

自転車損害賠償保険等に必ず加入しましょう

自転車利用中の加害事故で、高額な賠償が請求される事例が増えています。都は、2年4月1日から、自転車利用者、保護者、自転車使用事業者および自転車貸付業者による自転車損害賠償保険等への加入を義務化しています。

ヘルメットをかぶりましょう

警視庁では、全ての年齢層に対しヘルメットの着用を推奨しています。自転車事故による死因の多くは、頭部の損傷によるものです。頭部を守ることが最も重要です。

二輪車の交通事故防止

スピードの出しすぎには注意しましょう。また、ヘルメットをしっかり着用し、胸部プロテクターも着用してください。渋滞中の自動車間のすり抜けは大変危険です。「歩行者は気付いてくれない」、「車が来るかもしれない」といった、危険を予測した運転を心掛けましょう。

いつまでも健康で過ごすために

春から始める介護予防

年齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態を「フレイル」といいます。人生100年時代をいつまでも自分らしくいるために、介護予防・フレイル予防に取り組みませんか。

— 問い合わせは、杉並保健所保健サービス課管理係 ☎3391-0015へ。



ウォーキング講座「歩いて延ばそう健康寿命」

ウォーキングの認知症予防効果と習慣化のこつを学びます。
 時 5月10日(火)・17日(火)・24日(火)午前10時～正午(計3回) 場 JA東京中央城西支店(成田東5-18-7) 対 NPO法人杉並さわやかウォーキング 対 区内在住の65歳以上で、当日に介助の必要がない方 定 20名(抽選) 申 はがき(16面記入例)で、4月20日までに杉並保健所保健サービス課ウォーキング講座担当(〒167-0051荻窪5-20-1) 他 お持ちの方ははつらつ手帳持参。ウォーキング記録ノートを差し上げます。長寿応援対象事業

口腔・栄養講座「おいしく食べよう噛むかむ講座」

噛むことの重要性や低栄養予防などを学びます。家族・関係者向けの講座です。
 時 4月18日(月)、5月16日(月)、6月20日(月)午前10時～11時40分 場 荻窪保健センター(荻窪5-20-1) 内 口腔機能の維持・向上、食べやすい調理の工夫、かかりつけ歯科医の重要性ほか 対 歯科衛生士、管理栄養士、健康運動指導士 定 各11名(先着順) 他 お持ちの方は「はつらつ手帳」持参。長寿応援対象事業



わがまち一番体操

準備体操、筋力アップ体操など、一年を通してさまざまな会場で実施します。
 対 区内在住の65歳以上で、当日に介助の必要がない方 他 お持ちの方は、はつらつ手帳持参。日時・会場などの詳細は、区ホームページ(右上2次元コード)参照。長寿応援対象事業

公園から歩く会

公園から3～5kmのコースを歩きます。
 時 午前10時～正午(雨天中止) 場 区内12カ所の公園 対 区内在住の65歳以上で、当日に介助の必要がない方 他 手袋・帽子持参。詳細は、区ホームページ(右上2次元コード)参照。長寿応援対象事業

20歳の方が対象です

4年度 杉並区「二十歳のつどい」

民法改正に伴い、4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、区では今後も20歳に達する方を対象とした式典「二十歳のつどい」(旧「成人祝賀のつどい」)を開催します。詳細は、区ホームページをご確認ください。

日程 5年1月9日(祝)

場所 杉並公会堂(上荻1-23-15)

対象 平成14年4月2日～15年4月1日生まれの方
(該当する方へ案内状を11月下旬ごろ発送する予定)

問 児童青少年課青少年係 ☎3393-4760

回	第1回	第2回	第3回
開場時間	午前9時	正午	午後3時
式典開始時間	午前9時30分	午後0時30分	午後3時30分
住所(町名・丁目)	荻窪、上高井戸、久我山、松庵、高井戸西、高井戸東、西荻南、南荻窪、宮前、下高井戸(5丁目全域)、成田西(1丁目10～30番、2～4丁目全域)、成田東(1丁目9～51番、2丁目10～39番、3・4丁目全域、5丁目1～11・23～33・36～38・41・42番)、浜田山(2～4丁目全域)	阿佐谷北、天沼、井草、今井戸西、上井草、上荻、清水、下井草、善福寺、西荻北、本天沼、桃井、高円寺北(3丁目5～16・26～31・36～42番、4丁目全域)	阿佐谷南、和泉、梅里、永福、大宮、高円寺南、方南、堀ノ内、松ノ木、和田、高円寺北(1・2丁目全域、3丁目1～4・17～25・32～35・43～45番)、下高井戸(1～4丁目全域)、成田西(1丁目1～9番)、成田東(1丁目1～8番、2丁目1～9番、5丁目12～22・34・35・39・40番)、浜田山(1丁目全域)
中学校区	松溪、神明、高井戸、西宮、東田、富士見丘、宮前	天沼、井荻、井草、荻窪、杉森、中瀬、東原	阿佐ヶ谷、和泉、大宮、高円寺、高南、向陽、泉南、松ノ木、和田

ライフワークを見つけよう。

すぎなみ地域大学

5～7月開講講座の新規受講生を募集します

— 問い合わせは、地域課すぎなみ地域大学担当☎3312-2381へ。



〈開講講座一覧〉

講座名	日時・場所・対象・定員(抽選)・費用	申込締め切り日
地域活動基礎コース		
みんなとつながる会話	時6月7日～28日の毎週火曜日、午後2時～4時30分(計4回) 定12名	5月12日
わたしのライフワーク発見ゼミ	時7月23日(土)午後2時～4時30分 場阿佐谷地域区民センター(阿佐谷北1-1-1) 定30名	6月30日
地域活動実践コース		
森林ボランティア育成講座	時5月21日(土)、6月～5年3月の毎月第2土曜日、午前9時～午後3時(8月を除く。計10回) 場青梅市 区区内在住で18歳以上の方 定15名	5月6日
区民ライター講座	時6月2日(木)・16日(木)・25日(土)、7月16日(土)・23日(土)・30日(土)、午前9時30分～午後1時(計6回<取材実習を除く>) 場区役所分庁舎ほか 定20名 費3500円 他取材実習日は未定	5月12日
学校介助員ボランティア講座	時6月3日～17日の毎週金曜日、午前10時～正午(計3回) 定18名 費1500円	5月12日
ゲートキーパー養成講座	時6月9日(木)午前10時～正午 定18名	5月19日
知的障害者ガイドヘルパー講座	時6月18日(土)午前9時～午後5時・19日(日)午前9時～午後5時30分、8月28日(日)午前9時30分～正午(計3回<実習を除く>) 場区役所分庁舎ほか 区区内在住で、知的障害者の移動支援事業従事者資格(介護福祉士等)を持っていない方 定18名 費3500円 他実習日は未定	5月26日
救急協力員講座	時7月10日(日)・11日(月)午前9時15分～午後0時30分 区区内在住・在勤・在学で、救命技能認定証を持っていない16歳以上の方 定各16名 費各500円	6月16日

※場の記載がないものは、区役所分庁舎(成田東4-36-13)。区内の記載がないものは、区内在住・在勤・在学の方。

申し込み方法

はがき・ファクス・Eメール(16面記入例)に受講動機と修了後の活動目標、在勤・在学の場合は勤務先・学校名も書いて、地域課すぎなみ地域大学担当(〒166-0015成田東4-36-13☎3312-2387✉tiikidaigaku-t@city.suginami.lg.jp)。またはすぎなみ地域大学ホームページ(右2次元コード)から申し込み 他詳細は、募集案内(駅の広報スタンド、区役所、区民事務所、図書館等で配布)参照



女性の就労・創業を応援します

女性のためのライフワークバランスセミナー

「自分や家族の状況や価値観の違いを知り、各自が納得できるライフワークバランスを知る」をテーマに、意見交換を取り入れ自身のライフワークバランスの実現に向けた準備をします。

時5月9日(月)午前10時～正午 場区役所第4会議室(中棟6階) 師国家資格キャリアコンサルタント・滝澤理砂 区就職活動中またはこれから働きたいと考えている女性 定50名(申込順) 申電話で、東京しごとセンター女性しごと応援テラス☎5211-2855。または東京しごとセンターホームページ(右2次元コード)から申し込み 区1歳～就学前の託児あり(定員あり。電話で、4月27日正午までに同センター)。セミナー後にキャリアカウンセラーとの個別相談あり(定員あり。事前申込制)



働きたい!のはじめの一步コース

働くための心構えや方向性を確認し、ビジネスマナーや仕事で使うパソコンの基本操作を学び、仲間と一緒に再就職の一步を踏み出すための講座です。

時5月30日(月)～6月1日(水)・3日(金)・6日(月)午前10時～午後4時(計5回) 場ウェルファーム杉並(天沼3-19-16) 区パソコンの基本的な入力ができる54歳までの女性求職者 定25名(選考<面接>) 申電話で、5月20日午後5時までに東京しごとセンター女性しごと応援テラス☎5211-2855。または東京しごとセンターホームページ(右上2次元コード)から申し込み 区1歳～就学前の託児あり(定員あり。事前申込制)

女性のための創業セミナー

産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業です。支援を受けたことの証明書の発行対象事業です(発行には要件があります)。

時区師下表のとおり(計4回) 場産業振興センター(上荻1-2-1Daiwa荻窪タワー2階) 区区内で創業を目指す女性 定20名(申込順) 申電話で、産業振興センター就労・経営支援係☎5347-9077(月～金曜日午前8時30分～午後5時<祝日を除く>) 他電卓持参。生後7カ月～6歳の託児あり(定員あり<申込順>)。電話で、各実施日の10日前までに同係)

日時	内容等	講師
5月21日(土) 午前9時30分～午後0時30分	起業の心得(経営)、地域資源やつながりを起業に活用する(人材育成)	キャリア・ママ 代表取締役 堤香苗
5月28日(土) 午前9時30分～午後0時30分	資金計画の基礎を学ぶ(財務)	ブレイクポイント 代表取締役・若山泰親
6月4日(土) 午前9時30分～午後0時30分	IT、SNSを活用して地域で起業しよう(販路開拓)	ノーブルウェブ 代表取締役・松原伸禎
6月11日(土) 午前9時30分～午後1時	アイデアをビジネスにする事業計画の作り方(経営)	キャリア・ママ 代表取締役 堤香苗

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
 ※申込締め切り日に(消印有効)の記載がない場合は必着です。
 ※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。